

## JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー：新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>目次</p> <p><u>12.</u> IP アドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承</p> <p><u>12.1</u> 登録情報の更新</p> <p><u>12.2</u> IP アドレス管理指定事業者契約に対する影響</p> <p><u>12.3</u> IP アドレス管理指定事業者の合併、買収の割り振りへの影響</p> <p><u>12.4</u> IP アドレス割り当て管理業務の停止</p>	<p>目次</p> <p><u>12.1</u> IPv4 アドレス空間の移転</p> <p><u>12.1.1</u> 移転対象の IPv4 アドレス空間の条件</p> <p><u>12.1.2</u> 移転元の条件</p> <p><u>12.1.3</u> 移転先の条件</p> <p><u>12.1.4</u> IPv4 アドレス空間の移転履歴の公開</p> <p><u>13</u> IP アドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承</p> <p><u>13.1</u> 登録情報の更新</p> <p><u>13.2</u> IP アドレス管理指定事業者契約に対する影響</p> <p><u>13.3</u> IP アドレス管理指定事業者の合併、買収の割り振りへの影響</p> <p><u>13.4.</u> IP アドレス割り当て管理業務の停止</p> <p><u>14.</u> 申請審議のガイドライン</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 <u>12</u> 節「IP アドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承」</li> <li>・ IP アドレス管理指定事業者の管理業務の継承等についての解説</li> <li>・ 第 <u>13</u> 節「申請審議のガイドライン」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 <u>12</u> 節「<u>IPv4 アドレス空間の移転</u>」 IPv4 アドレス空間の譲渡についての解説</li> <li>・ 第 <u>13</u> 節「IP アドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承」 IP アドレス管理指定事業者の管理業務の継承等についての解説</li> <li>・ 第 <u>14</u> 節「申請審議のガイドライン」</li> </ul>
<p>9.9 アドレス空間の譲渡</p> <p>アドレス空間の<u>売買</u>や無許可の譲渡は認められない。そのような譲渡は無効である。そのような譲渡によるアドレスを保持する組織は、そのアドレスを適切な IR に返却しなければならない。</p>	<p>9.9 アドレス空間の譲渡</p> <p><u>JPNIC が書面により承諾した場合を除き、</u>アドレス空間の無許可の譲渡は認められない。そのような譲渡は無効である。そのような譲渡によるアドレスを保持する組織は、そのアドレスを適切な IR に返却しなければ</p>

	らない。
該当なし	<p data-bbox="810 347 1189 380"><u>12. IPv4 アドレス空間の移転</u></p> <p data-bbox="810 443 1369 521"><u>JPNIC が書面により承諾する IPv4 アドレス空間の譲渡を本項にて「移転」と定義する。</u></p> <p data-bbox="810 584 1203 618"><u>12.1 IPv4 アドレス空間の移転</u></p> <p data-bbox="810 680 1369 1189"><u>IPv4 アドレスの移転とは、JPNIC からある組織に対して付与された IPv4 アドレス空間の一部または全てのライセンス先を、別の組織へ変更することを以下の条件に基づき JPNIC が承諾し、その結果を JPNIC のデータベースへ反映することである。JPNIC による移転の承諾にあたっては、移転元、移転先両者の合意が得られていることを前提とする。移転元および移転先は、両者が移転に合意していることを裏付ける書類を JPNIC に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="810 1252 1369 1330"><u>12.1.1 移転対象の IPv4 アドレス空間の条件</u></p> <ul data-bbox="847 1393 1369 1720" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="847 1393 1369 1671">・ <u>JPNIC 管理下の IPv4 アドレスブロックに含まれる空間であり、移転申請時点で JPNIC と IPv4 アドレスの管理に関する契約締結を行っている組織へ割り振り、または割り当てが行われている空間であること</u></li> <li data-bbox="847 1682 1246 1720">・ <u>最小移転サイズは/24 とする</u></li> </ul> <p data-bbox="810 1783 1082 1816"><u>12.1.2 移転元の条件</u></p> <ul data-bbox="847 1879 1369 1957" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="847 1879 1369 1957">・ <u>JPNIC と IP アドレスの管理に関する契約締結を行っている以下のいずれか</u></li> </ul>

に該当する組織であること

- IP アドレス管理指定事業者契約書を締結している組織
- プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書を締結している組織
- 歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス割り当てに関する確認書を締結している組織
- ・ IPv4 アドレス資源の現行の登録先であり、番号資源の利用状況について、いかなる紛争にも関わっていないこと

#### 12.1.3 移転先の条件

- ・ JPNICとIPアドレスの管理に関する契約締結を行っている、または移転結果のデータベースへの反映までに JPNIC と IP アドレスの管理に関する契約締結を行う以下のいずれかに該当する組織であること、
  - IP アドレス管理指定事業者契約書を締結している組織
  - プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書を締結している組織
  - 歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス割り当てに関する確認書を締結している組織
- ・ 有効な JPNIC アドレス空間管理ポリシーに基づき、移転後の IPv4 アドレス空間の管理を行うこと。また、移転を行う IPv4 アドレス空間について、プロバイダ非依存アドレス(PI アドレス)、プロバイダ集約可能アドレス(PA

	<p><u>アドレス)、どちらのアドレス種別として管理するのか選択すること。</u></p> <p><u>12.1.4 IPv4 アドレス空間の移転履歴の公開</u></p> <p><u>JPNIC は、IPv4 アドレス空間の移転結果をデータベースに反映し、本ポリシーに基づいて行われた移転に関する以下の公開履歴を維持する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・移転元組織名</u></li> <li><u>・移転元組織への割り振り日または割り当て日</u></li> <li><u>・移転先組織名</u></li> <li><u>・移転対象の IPv4 アドレス</u></li> <li><u>・移転申請完了日</u></li> </ul>
<p><u>12. IP アドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承</u></p> <p><u>12.1 登録情報の更新</u></p> <p><u>12.2 IP アドレス管理指定事業者契約に対する影響</u></p> <p><u>12.3 IP アドレス管理指定事業者の合併、買収の割り振りへの影響</u></p> <p><u>12.4 IP アドレス割り当て管理業務の停止</u></p>	<p><u>13 IP アドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承</u></p> <p><u>13.1 登録情報の更新</u></p> <p><u>13.2 IP アドレス管理指定事業者契約に対する影響</u></p> <p><u>13.3 IP アドレス管理指定事業者の合併、買収の割り振りへの影響</u></p> <p><u>13.3. IP アドレス割り当て管理業務の停止</u></p>